

大崎上島環境センターへのごみの持ち込みについて

【搬入できるごみの種類】

大崎上島町から排出される一般廃棄物で、以下のものとなります。

- 可燃ごみ ○不燃ごみ（ビン・陶磁器類、缶類・刃物類）
 - 資源ごみ（新聞・チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール、ペットボトル）
 - 大型可燃ごみ ○有害ごみ（乾電池・小型充電式電池、蛍光管・電球類）
- ※ 持ち込みの場合、指定袋は不要です。可燃ごみは、半透明で容量45ℓまでの袋に入れて搬入してください。

※ 粗大ごみ、産業廃棄物は、搬入できません。

【受付日時】

月・火・木・金曜日（祝日を除く）

13時30分～16時30分

休場日：水・土・日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）

【施設使用料】

無料です。

【搬入車両の規制】

最大積載量が2トンを超える車両での搬入はできません。

【搬入の手順】

- 1 受付時間内に施設へ直接搬入してください。予約の必要はありません。
- 2 計量器の上で停車して窓口で受付し、ごみを積載した車両の重量を量ります。
- 3 荷降ろしは、ご自身で行っていただきます。場所などについては、係員の指示に従ってください。
- 4 全ての荷降ろしが完了したら、再度、計量器でごみを降ろした車両の重量を量ります。

※ 事業者は、受付窓口で事業系一般廃棄物処理依頼届済証明書を提示してください。

【自ら搬入ができない場合】

大崎上島町の許可を受けた「一般廃棄物収集運搬許可業者（大崎島環境衛生社 ☎62-1236）」へ運搬を依頼してください。料金などは、業者に直接確認してください。

※ 許可を受けていない者が他人のごみを運搬することは、法律（廃棄物処理法）で禁止されています。

【注意】

- ・受け入れできないものについては、お持ち帰りいただきます。
- ・複数の分別種を混載する場合は、荷降ろしをしやすいように分別して積載してください。
- ・搬入物の荷降ろしは、係員の指示に従い、搬入者自らが行ってください。
- ・施設内では、運搬・作業車両などが走行していますので、安全に十分注意してください。
- ・施設が混み合うときには、お待ちいただく場合があります。
- ・施設の故障時、施設が処理能力を超えた場合などには、搬入物をお持ち帰りいただくことがあります。